平成 20 年度

宗像市消費者センター
事業概要

（平成 19 年度版）

宗像市消費者センター

目　　次

1．消費者センターの概要 …… 1
　新消費者センター建設概要 …… 2
2．平成 19 年度事業概要 …… 4

3．消費生活相談
　(1) 相談受付件数の推移 …… 6
　(2) 商品別・役務別状況 …… 7
　(3) 契約当事者年代別相談内容 …… 8
　(4) 購入形態別相談内容 …… 10
　(5) 内容別相談内容 …… 11
　(6) 地域別相談件数 …… 12

4．消費者啓発
　(1) くらしの知恵増講座 …… 14
　(2) 出前講座 …… 15
　(3) 市広報紙による情報提供 …… 16
　(4) コミュニティ紙への情報提供 …… 23
　(5) その他の情報提供 …… 28
5．消費者団体
　(1) 宗像市消費者の会 …… 30
　(2) 宗像市消費者リーダー会 …… 31
　(3) 消費者支援ネット宗像 …… 32

6．参考資料
　(1) 消費者センター条例 …… 34
　(2) 消費者センター条例施行規則 …… 35

１　消費者センターの概要

1. 消費者センターの概要

名　称　　**宗像市消費者センター**

所在地　　〒811-3405　**宗像市須恵一丁目４番１号**
TEL　0940－33－5454
FAX　0940－33－5469

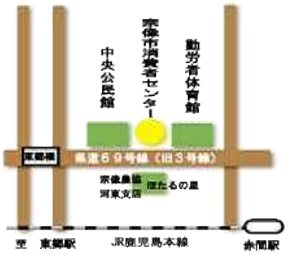

沿革　　**昭和** 57 **年** 2 **月**　　**宗像市消費生活相談所設立**
窓口（月・水・金　AM10:00～PM3:00）
平成元年 4 **月**　　**窓口　平日（月～金）常設とする。**
消費者啓発推進の為、コンシュマー・カレッジ開講
平成 3 **年** 4 **月**　　**受付時間の延長と相談体制の充実**
窓口　平日（月～金）AM9:00～PM５:00
平成 4 **年** 9 **月**　　**宗像市消費者センターに名称変更**
平成 9 **年** 4 **月**　　**受付時間の延長と相談体制の充実**
窓口　平日（月～金）AM8:30～PM5:00
平成 18 **年** 4 **月**　　**消費者支援ネット宗像に相談業務を委託**
平成 20 **年** 2 **月**　　**新消費者センター竣工**

機構　　**産業振興部**　――――　**商工観光課・消費者センター**
組織　　**所　　長**　――――　**消費生活相談員**　5 **人**

施設　**鉄筋コンクリート平屋建て**

総面積：約 73 ㎡

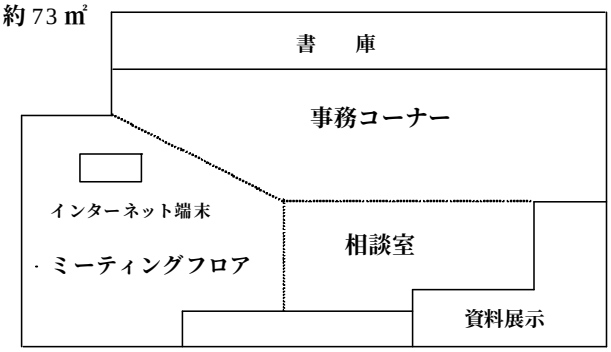

[平面図]

玄　関

新消費者センター建設概要

竣　工　　平成 20 年 2 月
所在地　　宗像市土穴三丁目 1 番 45 号
施　設　　鉄骨造 2 階建て
　　敷地面積　146.37 ㎡
　　建築面積　64.11 ㎡
　　床面積　　128.22 ㎡
　　1 階　　カウンター、事務室、相談室（2）、トイレ
　　2 階　　会議室（24 名）、和室会議室（6 名）、湯沸室、倉庫

１階

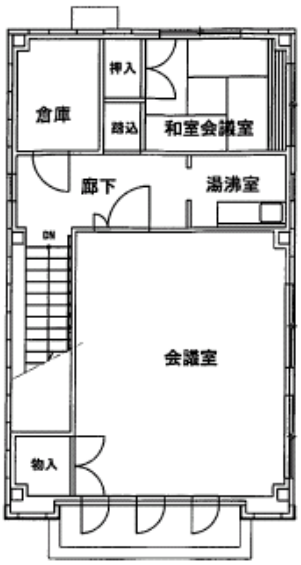

２階

2　平成 19 年度事業概要

2.　平成19年度事業の概要

消費生活相談

深刻な多重債務相談や携帯電話、パソコンによるインターネットトラブル

平成19年度に市消費者センターに寄せられた消費生活相談は、前年度の1,612件から237件減少し、1,375件となりました。これは、葉書や封書による架空請求の相談が減少したことによるものです。しかし、相談内容は複雑なものが多く、消費者からの聞き取りや、業者との斡旋交渉には時間を要しました。なかには、販売店から、商品やサービスについて十分な説明や、デメリットについて告げられないまま、『電話の使用料金が安くなる』、『今、投資すれば儲かる』などのメリットだけを強調されて契約していました。投資契約に関しては、契約金額も高額であり、販売店の倒産や連絡が取れないなどにより、相談者が深刻な被害に遭うケースもありました。さらに、以前から相談の多い多重債務問題が、内閣府の『多重債務改善プログラム』により地方自治体の取組みの必要性が明確にされました。消費者センターにおいても、県弁護士会が初回の相談は30分無料であることを情報提供し、多重債務者を弁護士センターへ紹介しました。消費者センターでは、債務整理についての説明や契約者本人が専門機関に相談することが多重債務の解決の一歩であることを市広報紙やホームページ、コミュニティ紙に掲載し、多重債務者が一人でも多く相談するよう呼びかけました。

その他、パソコンや携帯サイトのワンクリック詐欺や、無料の懸賞サイトや占いサイトに登録したところ出会い系サイトのメールが入るとか、携帯電話に架空請求メールが入るとの相談がありました。有名な英会話教室の倒産やパソコン教室の閉鎖により、受講生から、前払いした料金が返金されないなどの苦情も多数寄せられました。

センターでは、市民に最新の情報が届くよう、年間を通じて、市広報やコミュニティ・センターと連携を取り、悪質商法について記事の提供を行いました。さらに、消費者が自主性を持ち健全な消費生活ができるよう、消費者講座『くらしの知恵増講座』を5回開催するとともに、相談員が地域老人会や大学などに出向き、最新の悪質商法などについて出前講座を行いました。

消費生活相談			
苦情相談件数	1,267件（個人情報相談3件含む）		
問合せ・要望件数	108件		
計	1,375件		
消費者啓発			
主催講座	5回（483人）		
出前講座	13回（1,357人）		
受講者総数	1,840人	＊（　　）は受講者数	
情報提供			
市広報紙	12回	市ホームページ	毎月更新
コミュニティ紙	12回	チラシ・パンフレット（市内大学入学式にて配布）	

3　消費生活相談

3. 消費生活相談

（1）相談受付件数の推移（図1．表1.）

相談受付件数は、架空・不当請求が減少したのに伴い前年度と比べ、全体では 237 件（約 14.7%）減の 1,375 件となりました。

図1　苦情・問合せ要望　受付推移　(件数)

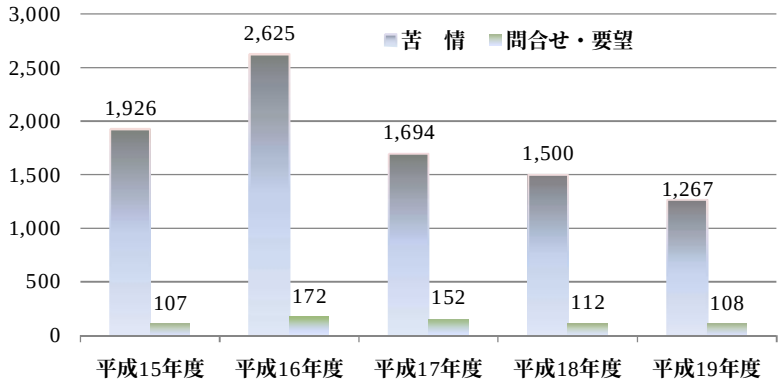

表1　　苦情　問合せ・要望　受付件数推移

区　分	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	受付件数	構成比（%）	受付件数	構成比（%）	受付件数	構成比（%）	受付件数	構成比（%）	受付件数	構成比（%）
苦　情	1,926	94.7	2,625	93.9	1,694	91.8	1,500	93.1	1,267	92.2
問合せ・要望	107	5.3	172	6.1	152	8.2	112	6.9	108	7.8
計	2,033	100	2,797	100	1,846	100	1,612	100	1,375	100

平成 19 年度の相談の多かった商品とサービス(上位 5 項目)

順位	件数	商品・サービス
1	202	フリーローン・サラ金
2	182	有料サイト利用料の不当請求など
3	74	葉書や封書による架空請求など
4	48	不動産貸借
5	46	新聞

（2）　商品・役務別状況　（表 2．表 3．図 2）

『金融保険サービス』の約 72%（202 件）がフリーローン・サラ金における多重債務相談、『運輸・通信サービス』の約 79%（182 件）がパソコンや携帯電話のサイト料金の不当請求に関するものでした。『土地・建物・設備』は主に住宅の工事・建築や賃貸住宅の敷金に関するものでした。『教養娯楽品』の 39%（46 件）が新聞契約に関する苦情でした。『商品一般』の 99%（74 件）が葉書や封書による架空請求でした。

（表 2）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
1	運輸・通信サービス 674	運輸・通信サービス 1,557	商品一般 460	商品一般 308	金融・保険サービス 280
2	金融・保険サービス 492	金融・保険サービス 239	運輸・通信サービス 306	金融・保険サービス 269	運輸・通信サービス 229
3	教養娯楽品 147	教養娯楽品 160	金融・保険サービス 235	運輸・通信サービス 230	土地・建物・設備 135
4	住居品 95	住居品 96	土地・建物・設備 159	土地・建物・設備 137	教養娯楽品 118
5	教養・娯楽サービス 52	商品一般 87	教養娯楽品 128	教養娯楽品 136	商品一般 75

商品・役務別相談受付件数推移（表 3）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
商　　品	470	586	888	730	467
役　　務	1,461	2,124	857	782	807
他 の 相 談	102	87	101	100	101
合　　計	2,033	2,797	1,846	1,612	1,375

図 2　(表 3 関連グラフ)　商品・役務別相談受付件数推移

(3) 契約当事者年代別相談内容

10 歳代(41 件)　　中学生・高校生・大学生からの相談が多い有料サイトのトラブル

10 歳代の相談で多いのは、パソコンや携帯電話で『無料』と表示のサイトを利用したにも関わらず料金を請求される不当請求の相談です。友人が勧めた芸能人とメール交換できる無料のサイトに、アクセスすると有料になり料金を請求されたとか、一度クリックしただけで突然登録となり高額な利用料を請求された等の内容でした。他にも、携帯電話のパケット料金が高額だが支払わなければいけないかなど、携帯電話やパソコンの普及でインターネット関係のトラブルが多発しています。

20 歳代(221 件)　　20 代から多重債務に／敷金返還についてのトラブル

20 歳代も、有料サイトの不当請求の相談が多く、懸賞サイトや無料の占いサイト、無料のアダルトサイトなどへのアクセスが多いのも原因の一つです。次に、多重債務の相談が年代別でもトップです。生活費の補填や、クレジットカードで商品の購入やキャッシングをしてカード破産に陥る事例もありました。その他、賃貸住宅に伴う敷金返還についてのトラブル、無料体験チケットで出かけたエステ店で痩身エステや痩身下着などの契約、英会話教室の倒産に伴う受講料の返金トラブルなどがありました。

30 歳代(217 件)　　長期化している多重債務／中古自動車の契約に関するトラブル

20 歳代に次いで多重債務相談が多く、生活費やパチンコ等の遊興費など 20 歳代で作った借金が債務整理されないまま長期化していました。その他、中古自動車の購入に伴う備品の不具合によるトラブルや、走行メーターが巻き戻しされていたなどの苦情もありました。

40 歳代(177 件)　　家族や身内を巻き込む多重債務者／資格商法の二次被害目立つ

1 千万円以上の債務を持つ多重債務者が、ヤミ金融にも手を出し家族や身内を巻き込んでいる事例もありました。次に、購読料のサービスや景品につられて長期契約した新聞購読契約について、一方的に解約できないかとの相談があり、契約について説明しました。その他、職場や家庭に電話をかけ、過去の資格教材などの契約情報を元に、「終了手続きが終わっていない」とおどし、新たな資格教材を契約させる資格商法の二次被害も 40 歳代に多くみられました。

50 歳代（236 件）　夫婦で多重債務/保険契約に関するトラブル

夫婦で借金を重ねるなど、債務額が高額で深刻な多重債務の相談が目立ちました。そのため、融資保証金詐欺やヤミ金融の被害にあう事例が、この年代に一番多くありました。次に個人年金保険の満期額や配当金が減額されているとの苦情や、医療保険の入院給付金が出ないなど保険契約に関するトラブルが 50 歳代に多くみられました。

60 歳代　(184 件)　リフォーム工事の苦情/儲かると言われて投資したが被害に

屋根工事や塗装工事などリフォーム工事に関する訪問販売業者による契約勧誘トラブルや、自ら依頼したリフォーム工事の工事内容や金額に関する苦情がありました。次に、投資の勧誘に伴う苦情が多いのが 60 歳代です。『出資すれば儲かる』と電話で勧誘され、1 千万円を超すお金が被害に遭うという悲惨な事例もありました。

70歳代以上(256件)　新聞の長期購読契約トラブル/固定電話料金が安くなると言われたけれど

新聞販売店の勧誘員が、高齢者に数年先の長期契約をさせている事例が多くみられました。そのため、高齢者が契約していたことを忘れ、他の新聞と契約が重なり困っているとか、契約者である配偶者が死亡して経済的に負担なので解約したい等、新聞トラブルが年代で一番多くなっています。次に固定電話の電話料金が安くなると電話勧誘されて承諾したが、今までどおりでいいので解約したいとの相談も多くありました。

表４　契約当事者年代別相談内容（商品・役務別　上位５）（単位：件）

年代	件数	1位	2位	3位	4位	5位
10歳代	41	オンライン等関連サービス（22）	新聞（2） フリーローン・サラ金（2）		他の健康食品　（1） 基礎化粧品　（1）	
20歳代	221	オンライン等関連サービス（46）	フリーローン・サラ金（41）	不動産貸借（14）	エステサービス（8）	外国語・会話教室（7）
30歳代	217	オンライン等関連サービス（42）	フリーローン・サラ金（41）	不動産貸借（16）	商品一般（10）	四輪自動車（7）
40歳代	177	フリーローン・サラ金（35）	オンライン等関連サービス（32）	商品一般（15）	新聞（7）	資格取得用教材（6）
50歳代	236	フリーローン・サラ金（43）	オンライン等関連サービス（21）	商品一般（20）	クリーニング（9） 会社生命保険（9）	
60歳代	184	フリーローン・サラ金（18）	オンライン等関連サービス（14）	商品一般（13）	工事・建築　（8） 他の台所用品（8）	
70歳以上	256	新聞　（19）	電話サービス　(16)	フリーローン・サラ金（14）	工事・建築　（11） 商品一般　（11）	

表５　相談者年代別　受付件数推移

	平成１５年度	平成16年度	平成17 年度	平成18年度	平成19年度
10歳代	35	67	31	20	13
20歳代	355	332	155	122	170
30歳代	382	415	227	211	198
40歳代	403	686	309	240	197
50歳代	405	490	327	341	300
60歳代	229	420	444	320	230
70歳以上	192	356	318	324	241
団体・不明	32	31	35	34	26
計	2,033	2,797	1,846	1,612	1,375

(4)　購入形態別相談内容

表 6　購入形態別相談受付件数推移（個人情報相談の 3 件を除く）

区　分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
店舗購入	356	384	392	376	**486**
訪問販売	299	369	332	323	**227**
通信販売	979	1,699	836	562	**329**
電話勧誘販売	86	80	65	87	**42**
マルチ商法	29	35	18	26	**37**
その他無店舗	20	8	5	13	**6**
ネガティブオプション	4	3	1	4	**0**
不明・無関係	260	219	197	214	**245**
計	2,033	2,797	1,846	1,605	**1,372**

※　ネガティブオプションとは　　商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上購入しなければならないと勘違いして支払うことをねらった商法。

表 7　訪問販売（227 件）(平成 19 年度上位　20 件)

順位	商品・役務	件　数	順位	商品・役務	件　数
1	新聞	43	11	家庭用電気治療器具	6
2	工事・建築	18	12	エステティックサービス	4
3	浄水器	15	12	ハンカチーフ	4
4	ふとん類	11	12	緊急通報システム	4
5	電話サービス	10	12	せん定等サービス	4
6	会社生命保険	8	12	他の健康食品（酵素他）	4
6	冠婚葬祭互助会	8	17	放送サービス	3
8	修理サービス	7	17	健康食品	3
9	給湯システム	6	17	他の通信サービス	3
9	補習用教材	6	17	印鑑	3

＊訪問販売は、家庭訪問販売（191 件）、アポイントメントセールス（10 件）、キャッチセール（5 件）、SF 商法（2 件））、職場訪問販売（2 件）、その他の訪問販売（17 件）です。

アポイントメントセールスとは・・・電話や郵便や訪問で販売目的を隠して消費者を呼び出すもの。

◆エステティックサービス◆アクセサリー◆健康食品◆下着

キャッチセールス・・・・・・・・特定の消費者に呼びかけて、営業所等まで案内してそこで契約させるもの

◆基礎化粧品◆エステティックサービス◆タレント・モデル養成

SF 商法とは・・・・・・・・・・最初に無料か安い商品を来訪者に提供し、雰囲気のたかまったところで業者が売り込もうとする商品を説明し買わせる商法。

◆ふとん◆家庭用電気治療器具他

（5）内容別相談内容の推移

表 8

相談内容	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
安全･衛生	33	1.0	51	0.9	57	1.5	55	1.6	54	1.8
品質･機能	135	4.0	196	3.3	225	6.1	260	7.7	254	8.7
法規･基準	195	5.7	200	3.4	150	4.1	209	6.2	257	8.8
価格･料金	405	11.9	592	10.1	201	5.5	275	8.1	303	10.4
計量･量目	6	0.2	7	0.1	2	0.1	1	0.0	3	0.1
表示･広告	44	1.3	222	3.8	162	4.4	135	4.0	132	4.5
販売方法	897	26.3	2,076	35.4	1,236	33.5	972	28.8	659	22.6
契約･解約	1,566	46.0	2,290	39.1	1,467	39.8	1,271	37.6	1,058	36.2
接客対応	102	3.0	203	3.5	160	4.3	181	5.4	179	6.1
包装･容器	1	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
施設･設備	0	0.0	3	0.1	1	0.0	0	0.0	2	0.1
買物相談	10	0.3	10	0.2	15	0.4	10	0.3	7	0.2
生活知識	5	0.1	1	0.0	7	0.2	7	0.2	8	0.3
その他	6	0.2	4	0.1	2	0.1	4	0.1	3	0.1
合　　計	3405	100.0	5,857	100.0	3,685	100.0	3,380	100.0	2,919	100.0

（6）　表 9　相談処理結果

他機関紹介	29	斡旋不調	4
助言	910	処理不能	11
その他情報提供	260	処理不要	13
斡旋解決	148	計	1,375

（7）　苦情金額と救済金額

フリーローン・サラ金の借入金額が 3 億 6 千万円に上り、苦情金額の 45　%を占めています。

表 10　　(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成18年度	平成19年度
苦情金額	621,864	730,663	777,078	515,925	821,568
フリーローン・サラ金	250,130	261,394	292,025	210,223	367,411
救済金額	106,184	142,022	123,925	99,569	62,085

（8）地域別受付件数　（表 11）

地域	吉武	赤間	赤間西	自由ヶ丘	河東	南郷	東郷	日の里	田島	神湊	池野	岬	大島	市内不明	市内団体	市外	計
	24	197	101	161	169	53	121	172	10	15	45	18	5	117	12	155	1375

（表 11　関連グラフ）

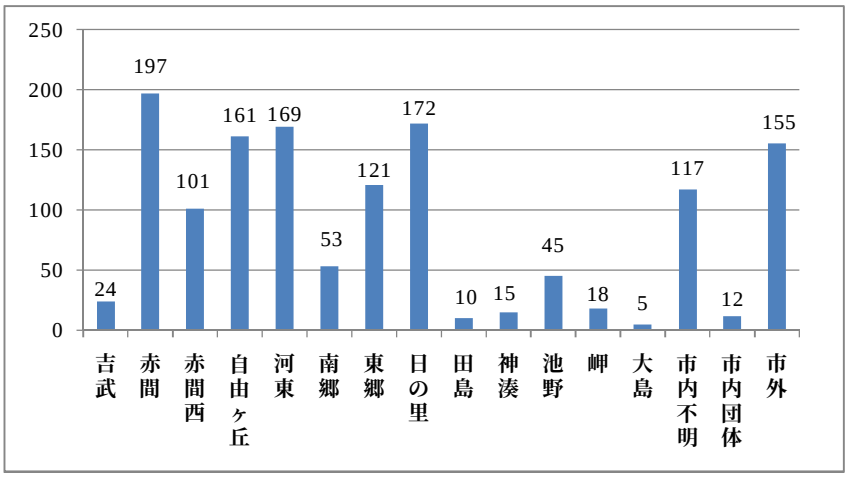

表 12　宗像市外の地域別相談受付件数上位 12 位

地域	福津市	岡垣町	古賀市	福岡市	北九州市	久留米市	直方市	遠賀町	鹿児島県	飯塚市	若宮町	糟屋郡
件数	56	19	17	15	6	6	4	3	3	2	2	2

(表 12 関連グラフ)

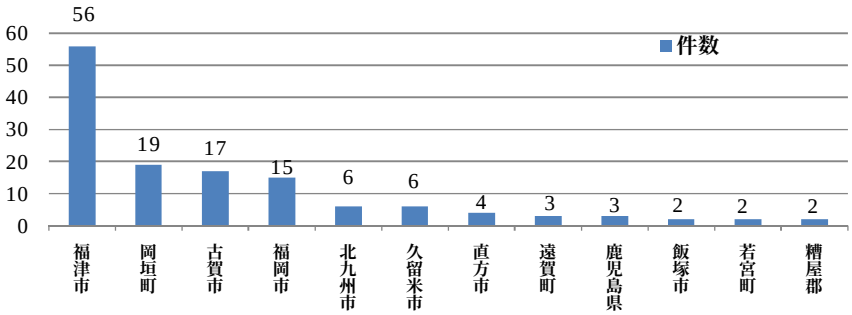

4　消費者啓発

平成１９年度　くらしの知恵増講座

月　日	講座名	講師	参加人数
７月１２日 （木）	ライフサイクルに合わせた くらしとお金の知恵	ファイナンシャルプランナー 菅野美和子	115 人
８月　１日 （水）	健康食品の正しい理解のために	栄養情報担当者 薬剤師　瀬戸真紀男	101 人
９月１３日 （木）	照明や収納の工夫で、明るい キッチンとくつろげるリビングを	一級建築士　沖田清　他インテリアコーディネーター照明デザイナー　３名	94 人
10 月 11 日 （木）	老後を安心して過ごす為に 成年後見制度の現状と課題	福岡県弁護士会弁護士 岩城　和代	93 人
１１月８日 （木）	見学研修＜福岡市民防災センター・ふくふくプラザ・九大伊都キャンパス＞		80 人

合計参加人数　483 人

平成１９年度　出前講座

総参加者数　１３５７名

月　　日	講座名	対象者	場　所	担当者	参加人数
4月6日	若者をめぐる悪質商法	日赤看護大学1年生	日赤看護大学	池山	119
4月22日	悪質商法にご注意	大井台いきいきサロン	大井台公民館	中野	19
5月18日	若者を狙う悪質商法	福岡教育新入生	教育大学	池山	700
7月12日	悪質商法にご注意	高齢者学級	南郷コミセン	池山	62
7月28日	高齢者を狙う悪質商法の対処法	65歳以上高齢者	自由ヶ丘コミセン	池山	56
9月3日	悪質商法にご注意	7丁目いきいきふれあいサロン	自由ヶ丘第１区会7丁目集会所	入江	30
10月27日	高齢者を狙う悪質商法の対処法	赤間地区19自治区住民	赤間地区コミセン	池山	83
11月7日	悪質商法にご注意	稲元区在住者	稲元公民館	中野	36
12月6日	高齢者を狙う悪質商法の対処法	日の里老人会	日の里コミセン	池山	120
1月8日	高齢者を狙う悪質商法の対処法	消費者リーダー会	中央公民館	華田	35
1月16日	高齢者を狙う悪質商法の対処法	消費者の会	中央公民館	池山	21
1月18日	高齢者を狙う悪質商法の対処法	宗像コンシュマーネットワーク	エコパーク	池山	23
3月6日	高齢者を狙う悪質商法の対処法	赤間区福祉会	赤間公民館	池山	53

平成１９年度　市広報紙（むなかたタウンプレス）による情報提供

市広報紙「むなかたタウンプレス」の 15 日号“転ばぬ先の杖”のコーナーで悪質商法などの最新の情報や、消費生活の知識を情報提供した。

掲載月	転ばぬ先の杖　掲　載　内　容
４月	見えない相手との取引は慎重に！ネットショッピング
５月	ボイラーの点検を装い、活水器を販売
６月	借金の整理には法的手段の活用を
７月	平成 18 年度相談概要から
８月	インターネットとクレジットカードに潜む落とし穴
９月	パック旅行の契約成立時期は
１０月	電話で甘いもうけ話にご用心
１１月	その共済は大丈夫？
１２月	若者を狙ったマルチ販売の相談が急増
20年　1月	「絶対もうかる」と勧められてもよく考えて
２月	「借金でお悩みなら」まずは相談を
３月	「新聞」の購読契約は、購読期間を確認してから

シルバーエイジのコミュニケーション情報誌ＳＩＬＶＡに掲載

年月	内容
2008 年春号	悪質な電話勧誘にご注意

悪質な電話勧誘にご注意！

一旦契約すると次々と狙われることに…
最初に毅然と断ることが大切！

昼間家にいると、色々な業者から電話がかかってきます。悪質な業者にあいまいに返事をすると、たくみに言葉じりをとらえられ、申し込んだことにされ、一方的に商品や契約書が送られてきます。

よくある手口

●断ると皇室に失礼になると思わせ、皇室の写真集・版画・額入り肖像画・カレンダーなどを勧める
●役職経験者などに、紳士録への経歴の掲載や購入を勧める
●戦友と偽って、戦時中をしのぶ本を勧める
●短歌や詩などの募集と勘違いさせて、投稿者に原稿掲載の本を勧める

断ったつもりなのに
契約書や商品が送られて来たら、
８日以内に解約通知葉書を！

法律で決められた契約書面が送られてきてから、8日以内はクーリング・オフ（無条件解除）できます。
※「高校の後輩」などと、親しげに電話をかけてくる投資の勧誘もあります。安易に訪問を約束したりすることがないよう注意してください。

宗像市消費者センター　TEL 33−5454

宗像市消費者センター
転ばぬ先の杖
TEL(33)5454
FAX(33)5469

見えない相手との取引は慎重に！ネットショッピング

最近、インターネットに関する相談が増えています。なかでも、自宅に居ながらできるネットショッピング（インターネットでの買い物）は、気軽に楽しめて、便利な反面、トラブルも急増しています。

■事例1

「子ども服をネットショッピングで買ったら、色がイメージと違っていた。返品したいと申し出たが、断られた」（30歳代女性）

■事例2

「ネットショッピングでパソコンを注文し、代金を振り込んだが、商品がなかなか届かない。相手の連絡先はメールアドレスしかなく、メールを送っても返事がこない」（40歳代　男性）

インターネットでの買い物は、商品を手に取って見ることもできず、売る側の顔もわかりません。画面上の絵や写真、宣伝文句だけで判断するのは非常に危険です。

インターネットでの買い物は通信販売にあたるため、訪問販売のようなクーリング・オフ（無条件解除）の適用はありません。利用する前に、「返品不可」などの表示がないか、画面を慎重に確認しておきましょう。

■アドバイス

利用の際は次のことに注意しましょう。

【信頼できる業者かどうかを慎重に確かめる】

法律（特定商取引法）では、▽業者の氏名か名称・住所・電話番号▽販売価格▽送料▽返品特約の有無などを明示することが義務付けられています。明示されていても高額な商品を購入する場合は、事前に電話で業者の所在を確認するくらいの慎重さが大切です。

＊オンラインマークなどを参考に信頼できる業者を選びましょう

【支払い方法は後払いが安全】

代金の前払いはできるだけ避けましょう。また、カードによる支払いは情報もれなどの心配があります。SSL（情報を暗号化）が導入されているかを確認しましょう。

買い手と売り手から代金と商品を預かり、取引の仲介をする「エスクローサービス」を利用することもトラブルを避けるひとつの方法です。

【申し込んだ証拠を保存する】

申し込んだ画面やメールのやり取りがそのまま契約内容になるので、印刷しておくか、保存しておきましょう。

オンラインマーク

（社）日本通信販売協会や日本商工会議所が安心して利用できるサイトとして認めたマーク

宗像市消費者センター
転ばぬ先の杖
TEL(33)5454
FAX(33)5469

インターネットとクレジットカードに潜む落とし穴

若者のオンラインゲームや出会い系サイトのトラブル増加

オンラインゲームとは、パソコンなどのインターネット上で不特定多数の人とゲームを楽しむもの。出会い系サイトも、インターネット上で異性の友人を作るものです。

これらのサイト料金のクレジットカード決済（カードの番号を入力して、自分の口座からの引き落としによる支払方法）をめぐって、中高生をはじめ、若者の間にトラブルが増加しています。

クレジットカードの管理は責任を持って！

インターネット上では、クレジットカード番号を入力することで、子どもでも簡単に決済をすることができます。

■事例1

高校生の息子が、親のクレジットカードを勝手に使い、パソコンでオンラインゲームを利用したらしい。クレジット会社から高額な請求が届いたが、支払わなくてはいけないか。

（40歳代・女性）

■アドバイス1

このゲームのサイトは、利用の基本料金は無料でしたが、ゲームに夢中になるあまり、有料のいろいろなアイテム（ゲームの道具）やキャラクターを次々に購入し、高額な料金となってしまったようです。

原則として、親権者の同意を得ないで行った、未成年者の契約は、取り消すことができます。しかし、持ち主である親のカード管理責任が問われることも考えられます。カードはきちんと管理し、ゲームの利用方法などを家庭内で話し合っておきましょう。

複雑な出会い系サイトのクレジットカード決済の仕組みに、どこへ苦情を言えばいいのかわからず困ったことに…！

■事例2

友達がほしいと思い、クレジットカード決済で出会い系サイトを利用した。クレジット会社から請求書が届いたが、請求金額が思っていたより高額で、覚えのない会社名が書かれている。料金もドルでの計算になっている。（20歳　男性）

■アドバイス2

出会い系サイトの運営業者とクレジット会社の間に、決済を代行する会社や、海外のクレジット会社が入っているため、ドルでの計算になっていると思われます。最近このような仕組みの出会い系サイトが多くあります。安易にクレジットカード番号を入力するのは危険です。出会い系サイトは匿名性が高く、なりすましや詐欺的なものも多く潜んでいます。利用は慎重にしましょう。

困ったなと思ったら、早めに市消費者センターに相談をしてください。

宗像市消費者センター

転ばぬ先の杖

TEL(33)5454
FAX(33)5469

パック旅行の契約成立時期は

キャンセル料がかかるのは、申込金を支払った時からのはずが…

■相談事例

雑誌の広告を見て、海外パックツアーを友人と一緒に電話で申し込みました。ところが、友人のパスポートの期限が切れていることが分かり、すぐにキャンセルの電話をしました。しかし2日後、航空運賃払戻手数料や、ホテル予約のキャンセル料4万5千円の請求書が届きました。キャンセル料金を支払わなければいけませんか。

（20歳代　女性）

■アドバイス

パック旅行（＊）は、参加者が申し込み、旅行会社が承諾して、参加者が申込金や旅行代金を支払ったときに契約が成立します。

今回の相談は、申込金をまだ入金していないため、契約は成立しておらず、キャンセル料を支払う必要はありません。

旅行の申し込みをすると、旅行会社はすぐに手配を開始します。複数の会社との予約は、後々トラブルの原因になります。どうしても、かけもち予約になった場合は、旅行会社が決まったらすぐ、ほかの旅行会社にキャンセルの連絡を入れましょう。

また、契約成立後のキャンセルは、通常旅行開始日までの日数に応じたキャンセル料がかかります。パンフレットに書かれている、取引条件説明書をよく読み、重要事項を確認することが大切です。

最近は、インターネットでの申し込みも増えています。インターネットで申し込む場合は、まず旅行業登録をしている旅行会社であるか、画面上に旅行条件が明確に記載されているかなどを確認しましょう。

＊パック旅行（募集型企画旅行）とは、旅行会社が、旅行内容を企画して、参加者を募集する旅行

困ったことがあったら、市消費者センターまで相談してください。

宗像市消費者センター
転ばぬ先の杖
TEL(33)5454
FAX(33)5469

若者を狙ったマルチ販売の相談が急増

最近、「副業に最適で必ずもうかる。失敗はない」と友人に勧められ、マルチ販売組織に加入したものの商品は売れず、サラ金に多額の借金が残ったという相談がありました。若者が被害にあう例が多いようです。

■相談

友人に呼び出され、「ひまな時間に健康食品を販売する副業がある。簡単にもうかる」とマルチ組織への加入を勧められ、断りきれず契約書にサインした。すぐに現金で商品代を全額払うように言われ、消費者金融の無人契約機に連れて行かれ、お金を借りた。友人、知人を勧誘したが、相手にされず、借金だけが残ってしまった。

（相談者　20歳代会社員）

■アドバイス

マルチ商法とは、商品を買って販売組織に加入し、友人や知人らに商品を売ると利益が得られる取引のことです。ネットワークビジネスとも呼ばれ、最近は携帯電話やインターネットで勧誘する例も多く、短期間に被害が広がりやすくなってきました。

「いいアルバイトがある」と勧誘目的を告げずに誘ったり、事業内容や利益を得る仕組みを正確に伝えなかったり、実際は収入を得るのはたいへんなのに、簡単に収入が得られると説明することは法律に違反する場合があります。

簡単にもうかるという話には落とし穴があります。友人を無理に勧誘すると信頼関係を損なうこともあります。きっぱりと断りましょう。

■回答

マルチ商法の場合、消費者が契約書を受け取った日か、商品を受け取った日のどちらか遅い日を含めて20日間は、クーリング・オフ（無条件解除）できます。

クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合もあります。困ったなと思ったら消費者センターに相談してください。

宗像市消費者センター

転ばぬ先の杖

TEL(33)5454
FAX(33)5469

「絶対もうかる」と勧められてもよく考えて

「ロコ・ロンドン取引」と称する金の取引で、高齢者の深刻な被害多発中

悪質商法は、次々に形を変え、高齢者を狙っています。最近、海外商品先物取引の仲介業者に「絶対にもうかる」などと巧みに誘われ、深刻な被害をこうむってしまった高齢者からの相談が目立っています。「高校の後輩」などと親しげに電話をかけてくる手口もあります。安易に訪問を約束したりすることがないよう注意してください。

■相談事例

「100万円を預ければ、1日300円、1年で10万円の利益が出る」と、『ロンドン市場の金への投資』を勧められた。何度も断ったが「今がチャンス」「絶対もうかる」としつこく勧められ、断りきれずに契約した。一度はもうけが出たが、その後「損が出たので追加金を入れてくれ」と言われ、大金を支払ってしまった。（80歳代 女性）

■アドバイス

「ロコ・ロンドン取引」は、本来は、一定の信用力のある事業者間で行われる、ロンドンで金を受け渡しをする取引のことです。

ここで問題となっている取引は、顧客から預かった証拠金をもとに、その何十倍もの取引を行う証拠金取引で元本や金利の保証はありません。取引自体が本当に行われているのかを確認するのも極めて困難です。

経済産業省では被害が多発していることから、消費者に注意を呼びかけています。

1 契約内容に関する書面を交付されていますか。

平成19年7月15日以降の契約は、契約書面を渡すことが義務づけられ、その書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件解除）が可能になりました。その後でも一定の要件を満たせば、契約の取消しができます。しかし、詐欺的なものが多く、解決困難なケースもたくさん見受けられます。

2 取引内容、リスクについて理解、納得していますか。

3 強引な勧誘を受けていませんか。

4 「絶対もうかります」などの説明を受けていませんか。

5 クーリング・オフについての説明を受けていますか。

ロコ・ロンドン取引は、リスク（危険性）を伴うものです。リスクの説明を受けていない場合、説明を受けたが理解できない場合は、取引をしないことが重要です。

困ったなと思ったら、なるべく早目に消費者センターへ相談してください。

市消費者センターは平成20年4月から、土穴交番横に移転します。詳しくは、広報紙2月15日でお知らせします。

宗像市消費者センター
転ばぬ先の杖
TEL(33)5454
FAX(33)5469

「借金でお悩みなら」まずは相談を

現在、消費者金融などの利用者は少なくとも1400万人、そのうち返済不能に陥っている多重債務者は200万人を超すと推測されています。借金苦から自殺をする人も後を絶ちません。

消費者センターでは、多重債務問題の解決に取り組んでいます。1人で悩まずに気軽に相談をしてください。状況に応じた解決策が必ずあるはずです。

借金の整理には、次の方法があります。

1. 任意整理

利息制限法（年利15～20％）に基づいた利息の計算で、借金額を再計算し、貸し手側と話し合って借金を整理する方法です。利息の差額分が元金に充当されることもあります。

2. 特定調停

基本的には任意整理手続きと変わりませんが、こちらは簡易裁判所の調停委員が間に入り、話し合います。

3. 個人再生手続き

住宅ローンを除いた債務（借金）総額が5000万円以下で、安定した収入の見込める人が利用できる方法です。ローン返済中の住宅などの維持が可能です。債務の一定額を原則3年で返済する計画（裁判所が認可したもの）をたて、返済が完了すれば、残りの債務の免除が受けられます。

4. 自己破産

1～3の手続きによる債務整理が困難な人への最終手段です。弁護士などに依頼するか、自分で地方裁判所に申し立てをします。

無人契約機などで簡単に借り入れができることで、「借りては返し」を繰り返し、支払えなくなるケースが増えています。返済が行き詰まった場合、自分一人での解決は困難です。

消費者センターなどの相談機関や、弁護士・司法書士の法律相談窓口で相談することが、解決への近道です。

消費者センターでは、弁護士や裁判所に行く前に、準備段階でのアドバイスをします。まずは消費者センターへ相談を。

※消費者センターでは、解決方法の助言や相談窓口を紹介しています。

コミュニティ紙への情報提供

掲載月	掲載内容
４月	新聞の契約は慎重に！
５月	『健康食品』だから大丈夫は危険！
６月	『紳士録商法』
７月	高齢者に多い固定電話サービスのトラブル～内容を理解できないままの契約は禁物
８月	ご注意！物干し竿の移動販売
９月	社会保険庁を名乗る不審な電話にご注意を!
１０月	与えないで！子どもや高齢者　一口タイプのこんにゃく入りゼリー
１１月	『名義貸し』や『連帯保証契約』で多重債務に！
１２月	『借金で困っていませんか？』
２０年 １月	催眠商法（SF 商法）に注意を
２月	突然、携帯電話に請求メールが！～不当な請求には安易に応じないこと～
３月	高齢者を狙ったもうけ話にご注意を

掲載コミュニティ紙

赤間地区　　（話・和・輪　ふれ愛通信）
赤間西地区　（赤間西コミセンだより）
河東地区　　（河東地区コミュニティかわらばん）
自由ヶ丘地区（愛郷無限　ふるさと自由ヶ丘　コミセンだより）
南郷地区　　（南の郷）
東郷地区　　（東郷地区コミュニティだより）
日の里地区　（日の里）
神湊地区　　（神湊地区コミュニティだより）
岬地区　　（しおさい）
池野地区　　（池野地区コミュニティだより）
田島地区　　（つりかわ）
吉武地区　　（吉武地区コミュニティ・センター　コミセンだより）
大島地区　　（大島地区コミュニティだより）

コミセン通信　（4 月）　　**新聞の契約は慎重に！！**

新聞の契約期間中に、『家庭の事情が変わって新聞が取れなくなった』、『2 つの新聞が重なってしまったのでやめたい』などという消費者側の事情により、販売店とトラブルになる場合があります。

そこで以下のことに注意して契約は慎重にしてください。

① 景品に魅せられて安易に契約しないこと。

（新聞公正競争規約では、景品の上限額は、契約金額の８％、または６か月分の購読料の８％のいずれか、低い金額までと決められています。）

② 契約については、購読の期間など内容を必ず確認すること。

③ 契約書は、契約が終わるまで大切に保管すること。

④ 長期の契約はトラブルの原因、特に数年先に始まる契約は慎重にすること。

訪問販売による新聞の契約は、契約書面を受取った日から 8 日以内であれば葉書を出すことにより、クーリング・オフ（無条件解除）ができます。期間を過ぎると消費者の一方的な都合による解約はできなくなり、トラブルの原因となります。

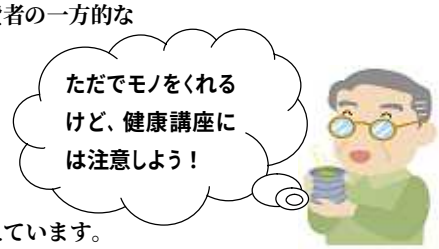

（5 月）　**『健康食品』だから大丈夫は危険！**

生活習慣病の不安や高齢化にともない『健康食品』に頼る人が増えています。

『健康食品』とは一般的に食品と医薬品との中間的なものと思われがちですが、**食品**に分類されます。『健康食品』は、栄養の補助あるいは健康増進を目的として利用される場合が多いようです。

訪問販売や、空き店舗などを利用して行なう健康講座商法では、「○○に効く」と効能や効果を強調して『健康食品』を販売する場合もあるようですが、「○○に効く」など効能効果を表示することや説明することは薬事法違反になるので注意が必要です。

病気の予防や治療の補助のために『健康食品』を利用している人もいますが、効果が科学的に証明されているとは限りません。利用する場合は病院や信頼できる薬局に相談してください。

また、『健康食品』には錠剤やカプセルのように薬と間違いやすいものもあります。

『健康食品』だから安全と考えないで、過剰摂取にならないよう注意してください。

（6 月）　　**『紳士録商法』**

『事例』

封書で「紳士録の申込み確認書」が届いたが、同封されていたハガキの「申込まない」に○をつけて返送した。数日後、契約承諾書兼請求書が届いた。支払わなければいけないか。

『アドバイス』

これは紳士録商法といわれ、あいまいな文言により勘違いさせて紳士録本を申込みさせる商法です。「申込まない」は「今年の分は申込むが、今後は申し込まない」という意味の勘違いさせる内容です。このように消費者の意に反して申込みさせるようとする行為は法律で禁止されています。この場合、契約は成立しているとはいえず無効ですので、支払う義務もありません。

「紳士録の申込み確認書」は、申込みする意思がなければハガキの返送は不要です。

＊同窓会名簿の注文書も同じような手口が使われる場合があるので慎重に対応してください。

（7 月）　**高齢者に多い固定電話サービスのトラブル**

～内容を理解できないままの契約は禁物！～

『事例』

「通話料金が安くなる方法があります。」と電話があり、現在加入している電話会社だと思い契約した。後日、知らない電話会社から料金明細書と請求書が届いた。元に戻してほしい。　（70 歳・女性）

『アドバイス』

テレビやチラシ等で「固定電話料金が安くなる」、「電話番号をそのまま利用できる」という広告がありますがこれは直収型固定電話サービスと言われるものです。ＮＴＴの電話局と利用者宅を結ぶ回線の中で空いている線を、他の電話会社が借り受けて使用するものです。電話網や交換機はその会社のものを使用して通信を行います。そして基本料金、通話料金はその会社が独自に設定します。

＊電話の勧誘で、「通話料が安くなる」と勧められても、自分に必要な契約内容かどうか、パンフレットや契約書で確かめましょう。

（8 月）　**ご注意！物干し竿の移動販売**

車に物干し竿を積み、車での移動販売の苦情が増えています。

スピーカーで「2 本で 1000 円」などと宣伝し、実際に購入しようとすると、別の高額な物干し竿を売りつけ、強引に竿を切って長さを調節するようです。

店を持たずに移動販売していることや、事業者名や連絡先が分らないため、一度お金を払ってしまうと解約や返金が難しい場合が多いようです。

（１）　声をかけるのは慎重に

（２）　購入する前に価格を十分確認し、不要な場合はきっぱりと断わる

（３）　領収書等を受取り、その場で連絡先を確認する

（４）　トラブルにあったらすぐに消費者センターへ相談する

（国民生活センターより）

（9 月）　**社会保険庁を名乗る不審な電話にご注意を！**

『事例』

「社会保険事務所ですが年金について調べている。年金番号、生年月日、住所、名前を教えて下さい」と電話があり、聞かれるままに年金番号などを答えた。夫が不審に思い「どこの社会保険事務所か、部署は、名前は」と聞くと相手の男性は電話を切ってしまった。（60 代　女性）

『アドバイス』

このような電話があっても、個人情報をいっさい教えないようにしましょう。

公的機関の職員が、電話で個人情報を聞くとか、年金の還付金があると言って、銀行のＡＴＭを操作させたりすることはありません。不審な電話を受けた場合は、相手の所属と氏名を確認し、「１０４」などで電話番号を調べましょう。

公的機関を装った「振込め詐欺」や個人情報を取得する手口は、年々、巧妙化しています。

（10月）　　**与えないで！子どもや高齢者**

死亡事故多発　一口タイプのこんにゃく入りゼリー

一口サイズでプラスチックのカップ容器に入った「こんにゃく入りゼリー」をご存知でしょうか。「こんにゃく入りゼリー」については、10年以上前から死亡事故や窒息事故があります。今年も、全国で小児2件、高齢者2件、幼児1件の死亡事故が発生しました。

「こんにゃく入りゼリー」は普通のゼリーよりもかたく弾力性が強いものが多く、そのうえ水に溶けにくく、口の中でもほとんど溶けません。そのため、そのまま吸い込むとのどに詰まる可能性や、よくかまないとのどに詰まらせる危険性があります。業界団体も再発防止のために、警告表示を作成（平成19年9月）しました。**今後は、商品袋の全面に『お子様や高齢者の方は食べないでください』と、文字のついた警告マークを表示するようです。**

（11月）　　**『名義貸し』や『連帯保証契約』で多重債務に！**

『事例』

「売上成績を上げるため、着物を買ったことにしてクレジットを組んでほしい。クレジット代金は呉服店で払う。絶対に迷惑はかけない」と知り合いの呉服販売員に頼まれ、契約書を書いた。数ヵ月後、クレジット会社から督促状が届いた。クレジット会社に電話をすると、呉服店は倒産していた。（６０代　女性）

『アドバイス』

クレジットの『名義貸し』とは、実際に商品の契約をしていないのに、販売業者が売上があったことにして、契約書をクレジット会社に提出し、立替金を不正に受け取る手口です。クレジット会社は、名義人が支払うと信じて契約をするので、『名義貸し』をした消費者は責任を問われる場合が多いようです。このような『名義貸し』や友人に頼まれて借金の『連帯保証人』になったため、多額の借金を抱えることになり、多重債務に陥ることがあります。

（12月）　　**『借金で困っていませんか？』**

師走に入り急に寒くなってきましたが，明るい気持ちで年を越しましょう。

消費者センターでは借金で困っている方のご相談も受付けています。

景気の回復や賃金の上昇が望めない現在の社会状況では、借金を抱えて悩んでいらっしゃる方も少なくないと思われます。国や地方自治体でも、深刻な多重債務者の現状を認識し、少しでも多重債務者を減らそうといろいろな取り組が始まりました。

借金の整理については、弁護士に依頼したほうがよいと思われる、『任意整理』『民事再生』『自己破産』、裁判所で手続きができる『特定調停』などの方法があります。

消費者センターでは、弁護士や裁判所に相談に行く前の準備段階としてのお手伝いをやっています。

（1 月）　　**催眠商法（SF 商法）に注意を**

『事例』

団地の入口で、男性から日用品を無料で配るので会場（団地内の個人宅）に集まるように言われた。会場では、鍋、まな板、トイレットペーパーなどもらい、最後に肩こり、冷え性、腰痛によいというマットレスの説明があり「定価 10 万円を今日だけ５万円」と勧められ現金で支払った。解約したい。（６０代　女性）

『アドバイス』

会場に人を集め、おもしろい話をしながら無料で日用品などを配り、
得した気分にさせたところで高額な商品を売る商法を「**催眠商法（SF 商法）**」
といいます。医療器具、健康食品や布団などを販売することもあります。
「**催眠商法**」は契約書を受け取った日から８日以内なら、クーリング・オフできます。
しかし、消費者がクーリング・オフの葉書を業者に出しても、転居先不明で戻ったり、
業者事務所の電話が通じず、クーリング・オフが難しい場合もあります。無料と誘われても安易に会場に行かないようにしましょう。

（2 月）　　**突然、携帯電話に請求メールが！**～不当な請求には安易に応じないこと～

『事例』

突然、携帯電話に『お客様が以前登録した○○サイトの、無料期間中に退会処理がされてないため「登録料」、「延滞料金」が発生している。
このまま放置しておくと身辺調査を行い、自宅や勤務先まで回収に行く。
早急に連絡を』とメールが入った。利用した覚えはないがどうすればいいか。（50 代女性）

『アドバイス』

＊　契約に関係なく、無差別に大量にメールを送信する悪質な行為で架空請求と思われます。このようなメールは、現在一部の携帯電話会社の携帯電話に届いているようです。

＊　利用した覚えがないのに支払う義務はありません。名前や住所、勤務先などを相手に知られると、脅迫的な請求を受ける場合がありますので、絶対に個人情報は教えないようにしましょう。連絡先に電話や、メールを送信せず無視しましょう。

（3 月）　　**高齢者を狙ったもうけ話にご注意を**

『事例』

「福岡に会社を立ち上げた。もうけ話がある。」と出身高校の後輩という男性から電話があった。男性はすぐに自宅を訪れ「今が買いどき、必ずもうかる投資」と熱心に勧めるので、株取引と思い契約した。もうけが出たのは最初だけで、その後は損失が続いた。途中止めたいと申し出たが聞いてくれず、１５００万円を投資した。結果「１００万円しか戻らない」と言われた。（７０代　女性）

『アドバイス』

販売時の状況を文書にまとめ、弁護士に相談するよう助言しました。金融被害にあわないためには①うまい話には用心。②利殖、投資、必ずもうかるという電話勧誘、訪問販売はすぐに契約しない。③理解できない金融商品には手を出さない④説明はメモや録音に残しておくなどの注意が必要です。

そ の 他 情 報 提 供

福岡県ホットな消費者ニュース

月	掲載内容
4月号	海外パック旅行のキャンセル料！？
7月号	出会い系サイトを利用したらＵＳドルで請求が
10月号	新聞の購読契約は慎重に
1月号	メールを使った融資保証金

出会い系サイトを利用したら、ＵＳドルで請求が！？

相談事例

メル友が欲しいと思い、パソコンで見つけた‘無料ポイントプレゼント’と書かれた出会い系サイトに申込んだ。数回のメールのやり取りで、無料ポイントはなくなったので、クレジットカード決済でポイントを取得した。翌月、クレジット会社から請求書が届いたが、請求金額が思っていたより高額で、覚えのない会社名が書かれている。利用料金もＵＳドルでの計算になっている。
（２０歳　学生）

アドバイス

今回の請求書は、加入しているクレジット会社からでしたが、請求明細をよく見ると、ＵＳドル通貨や換算レートが書いてありました。クレジット会社と提携できない出会い系サイトの運営会社が、決済代行会社と提携し、複数のカード会社や国際ルートを経由して、クレジット会社から請求するという、不透明で複雑な構図になっていました。最近は、このような仕組みの出会い系サイトが多く見受けられます。

サイトの‘無料’や‘プレゼント’という甘い言葉には気をつけましょう。安易にクレジットカード番号を入力するのも非常に危険です。出会い系サイトは匿名性が高く、なりすましや詐欺的なものも多く潜んでいますので、利用は慎重に考えましょう。
不当な請求があった場合は、すぐ消費者センターに相談してください。

メールを使った融資保証金詐欺に気をつけて！

相談事例

５日前、携帯電話に「誰でもお金貸します」というメールが届きました。今まで一度も借り入れをしたことはありませんが、こんなに簡単にお金を借りられるのかと思い、興味本位で電話をしました。審査が通らないと言われ、２つの会社を紹介されて、住所、名前、電話番号、銀行口座番号、両親の勤務先などを聞かれました。結局、紹介された会社への連絡はしませんでしたが、昨日、５０万円の融資が可能になったと電話がありました。断ったところ、５万円のキャンセル料を請求され、振込まなければ、両親の勤務先に電話をすると脅されました。　（２１歳　女性　学生）

アドバイス

銀行口座の解約や携帯電話の着信拒否、アドレスの変更などを助言。両親にも事情を話すことを勧めました。センターから、地元警察の相談窓口に連絡。相談者は警察にも相談しました。　今までは、多重債務者にダイレクトメールなどで融資を持ちかけ、登録料や手数料を騙し取ろうとする手口が多く見られましたが、最近、借り入れ経験のない若者に、勧誘メールを送りつける手口が見られます。以前に、出会い系サイトや有料サイトを利用した人にメールが送られているようです。メールが届いても、決して返信をしたり、電話をかけてはいけません。無視しましょう。

5　消費者団体

宗像市消費者の会

代 表 者 名	花田　一子
会　員　数	20 名（平成 19 年 4 月 1 日現在）
対　象　者	宗像市民
会　　費	年額　2，000 円

活動内容

１．消費生活についての自主勉強会を月１～２回開催。

２．消費者への啓発活動：活動内容をまとめ展示する消費生活展を年１回開催。

３．講座・施設見学会等を実施

講座・施設見学会等の内容

４ 月	定期総会
５ 月	見学研修（九州の特産品ちくご手作り村→藤井養鶏場→キリンビール園） 手作り石鹸作り
６ 月	講座「高齢者の福祉サービス」　地域包括支援センター
７ 月	講座「人の見方・見られ方～よりよい人間関係のために」日赤看護大学
８ 月	定例会　消費生活展準備（1 回）
９ 月	定例会　消費生活展準備（2 回）
10 月	消費生活展（25 日・26 日）
11 月	定例会　消費生活展の反省会
平成 20 年 1月	公開講座　「高齢者を狙う悪質商法の対処法」消費者センター

宗像市消費者リーダー会

代　表　者　名	伊藤　征子
会　　員　　数	45 名（平成 19 年 4 月 1 日現在）
対　　象　　者	宗像市民
会　　費	年額　1,000 円

活動内容

4 月	定期総会
5 月	見学研修　　笹栗町蒟蒻ギャラリー・南蔵院　・飯塚市　伊藤伝右衛門の旧邸宅
6 月	公開講座　　『健康のためのニュースポーツ』　　市職員と指導員
7 月	公開講座　『生活習慣病の予防と治療について』　　福岡教育大学
8 月	公開講座　『地球温暖化対策』　　福岡県環境政策課
9 月	ルックルック講座　　『健康のためのニュースポーツ』　　市職員と指導員
10 月	公開講座　『知っておきたい１日の食事量』　　日本赤十字九州国際看護大学
11 月	見学研修　　味の素九州工場・キューピー鳥栖工場）
12 月	料理と講義　＊醤油料理講習会＊健康食品の利用のしかた　福岡県消費者協会
20 年　1 月	公開講座　『高齢者を狙う悪質商法の対処法」　　宗像市消費者センター
2 月	公開講座　『住まいづくり教室』　　福岡県建築住宅センター
3 月	反省会

消費者支援ネット宗像

代表者名	石田　京子
会 員 数	10 人
対 象 者	法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
会　　費	年額　常勤 6000 円（非常勤 3000 円）

活動目的

宗像市及びその周辺住民に対して、消費生活相談や啓発講座を行うとともに、消費生活に関する情報の収集、提供を行い、消費生活の安定、向上に寄与すること。

活動内容

① 消費生活相談に関する事業
② 消費者教育・啓発並びに消費生活情報の提供に関する事業
③ 消費者団体、関係諸機関との連携に関する事業
④ 宗像市消費者センターの運営業務委託契約に基づく受託事業

啓発講座・情報提供

平成 19 年 7 月～11 月	暮らしの知恵増講座（講座 4 回と見学研修 1 回）
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	出前講座（大学生向け 2 回と一般消費者対象 11 回）
平成 19 年 5 月～平成 20 年 3 月	消費者保護連絡会議参加（毎月 1 回）
平成 19 年 5 月～平成 20 年 3 月	市広報紙（むなかたタウンプレス）掲載　転ばぬ先の杖
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	コミュニティ紙への情報提供（毎月 1 回）12 回
平成 19 年 4 月～平成 20 年 1 月	福岡県　ホットな消費者ニュース　（年 4 回）
平成 19 年 12 月	平成 18 年度相談概要作成
平成 20 年 3 月	シルバーエイジのコミュニーション情報誌　（春号）

会員対象の研修講座

平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月	国民生活センター他研修講座（22 回）
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	弁護士との事例研究　（9 回）
平成 19 年 10 月と平成 20 年 2 月	相談員研修（多重債務・生命保険）

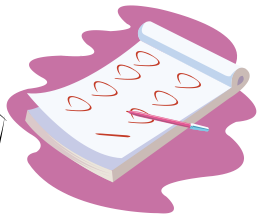

6　宗像市消費者センター条例

○宗像市消費者センター条例

平成15年4月1日
条例第124号

(設置)

第1条　消費者基本法(昭和43年法律第78号)の趣旨に基づき、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、宗像市消費者センター(以下「消費者センター」という。)を設置する。

(平16条例36・平19条例42・一部改正)

(名称及び位置)

第2条　消費者センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宗像市消費者センター	宗像市土穴三丁目

(平19条例42・一部改正)

(事業)

第3条　消費者センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)　消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。

(2)　消費生活に関する相談に関すること。

(3)　消費者の啓発及び教育に関すること。

(4)　その他消費者センターの設置目的を達成するために必要な事業

(平19条例42・一部改正)

(職員)

第4条　消費者センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成16年12月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年6月2日から適用する。

附　則(平成19年12月21日条例第42号)

この条例中第1条の規定は平成20年2月25日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

○宗像市消費者センター条例施行規則

平成15年4月1日

規則第116号

(趣旨)

第1条　この規則は、宗像市消費者センター条例(平成15年宗像市条例第124号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間等)

第2条　宗像市消費者センター(以下「消費者センター」という。)の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2　消費者センターの休所日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　12月29日から翌年1月3日まで

3　前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開所時間及び休所日を変更することができる。

(資料等の提供及び展示)

第3条　消費者センターに消費生活に関する刊行物等の資料を整備収集し、展示等により、消費者の利用に供するものとする。

(消費生活相談)

第4条　消費者センターに相談コーナーを設け、消費者の申出により、消費生活に関する相談及びその処理を行う。

2　消費生活に関する相談及びその処理は、主として消費生活相談員が行うものとする。ただし、必要に応じて他の関係機関と連携して処理を行うものとする。

(講座等の開催)

第5条　市長は、講座、講習会、講演会等(以下「講座等」という。)を開催するものとする。

2　講座等の講師は、必要に応じて他の関係機関に依頼するものとする。

3　講座等の開催を希望する市内に住所を有する消費者及び団体は、消費者センター又は産業振興部商工観光課に申し込むものとする。

4　市長は、第1項の講座等を開催するほか、消費者センターにおいて地域住民の生活の安全確保に資すると認められる講座等を開催させることができる。

(平19規則41・一部改正)

(雑則)

第6条　この規則に定めるもののほか、消費者センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平19規則41・旧第7条繰上)

附　則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成19年12月21日規則第41号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。